

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

HONGO

税務ニュース

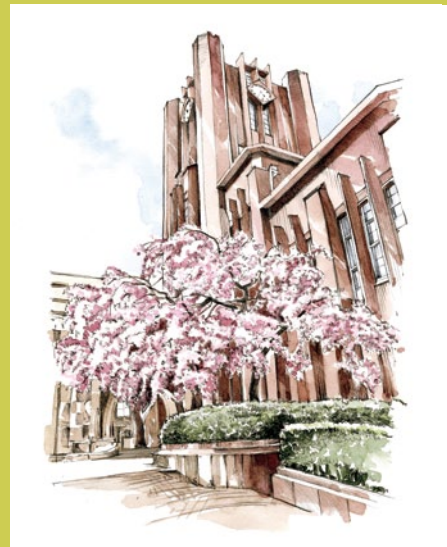
No. 467

平成28年3月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

- 平成28年度税制改正大綱 —— 2~3
- わが町の空襲シリーズ —— 4~5
- 法人会の活動 —— 6~7
- 税務署だより —— 8
- 都税事務所だより —— 9
- 行動する法人会
- 平成28年度税制改正要望 新旧対比 —— 10
- 事務局だより —— 11



本郷 東大 安田講堂(春)

東京大学のシンボルと言えばこの安田講堂です。大正14年(1925年)に安田財閥、安田善次郎の寄進を受けて建設されました。着工は大正10年でしたが関東大震災の中断を経て完成。東大闘争のシンボルとなり有名です。現在は学生の卒業式、公開シンポジウムの会場などに使用されています。イラストは名物しだれ桜の頃に描きました。



準特選 東京商工会議所文京支部 会長賞
「夜桜のにぎわい」(六義園) 本多 俊生



佳作
「春全開」(吉祥寺) 河合 美津江

平成28年度 税制改正大綱

法人税率20%台への引き下げ、 消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。

平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

法人税関係

■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すこととなります。

■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り

控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 65%
- ・平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 60%
- ・平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50% ⇒ 55%
- ・平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

所得税関係

■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の

用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

■住宅の三世同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

消費税関係

■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品(食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。)
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

■適格請求書(インボイス)保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の

登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

その他

■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならないこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

【シリーズ】

わが町の

空襲

上千駄木に焼夷弾

佐藤 豪一さん（広報委員）
（下記の内容は、地元の記事を抜粋しました。文京区内で空襲を経験された方の記事を募集しております。）

昭和二十年一月、年の明けるのを待っていたかのように、B29の来襲が本格的になり、一月二十八日には、わが団子坂上の蓬来町から上千駄木も延々と五百戸以上が焼失した。

この時、団子坂上の、国宝に等しいあの金色の

大観音が焼失、私どもの町の浜田湯、大野屋旅館、専修商業などの大きな建物が焼けている最中に、少し離れた根津神社本殿の屋根から青い炎が出はじめたが、これはどうやら消し止めた。

千駄木町の焼失

昭和二十年四月四日午前十時、汐見小学校の屋上から敵機襲来のサイレンが鳴った。私どもは毎度のことでもあり、また定期便かと、頭上を悠々と飛んでゆくB29六機が上野方面へ消えたので、やれやれと事務所へ引き揚げた。ところが、いまの敵機が谷中の真島湯に落とした焼夷弾のため、建物が高く大きく、運の悪いことに北向きの強風にあおられ、真島町通りと並行して燃え続け、さき書いた東町会の間引きした所を過ぎてから、風向きが北西に変わり、東町会内に燃え移って来たが、燃えて来る範囲があまりにも広くて手が付けられなかった。

二十メートルあるこの電車通りならばと、逃げ先を考えていた。だが、同じ考えの東側の者が、われ先にと西側の路上に、家具や布団などを積み重ねたため、火事場の風は三倍になるというが、電車通りを飛び越えて、二階の硝子窓を打ち破った猛火が座敷の中に吹き込んで来るので、畳を立てかけ、ようやく紐で縛りつけ、屋上に登った。東側の前方には、もはや燃え上がるほどの物もなく、これでおさまるものとホッとして後ろを見て驚いた。

三月四日の爆撃で半壊になった大野屋食堂が燃え上がっていた。私は屋上に備えつけの用水の水を無我夢中でかけていたところへ、消防士が三人登って来て「もはやむだだ。だめだ。危険だ」と抱きかかえられるようにして階下に降ろされた。

この時、店先で五、六名の町会の者が、尿尿汲み取り用の長さ二間、幅四尺の大きなリヤカーに、私の家財を積み込もうとしていた。私は大声で「俺の家財や荷物には手を付けるな。やめろ、降ろせ」

とどなり、せっかく載せた荷物までおろさせた。

私は、防空指導員として毎日、空襲のたびに町の中を「荷物よりバケツだ、水だ」とどなっていたことが頭にあり、今自分の荷物を持ち出しては、後日町の皆さんに顔むけが出来ぬという私の気持ちがかかったのか、どなったけんまくに驚いたのか、なにかを言いながら手を引いてくれた。

これと同時に、家は燃え上がり、焼け落ちてしまった。

この猛火が、二十間先にある二間幅の道路を境にして、北側の家屋は団子坂の通りまで、一軒も残さず焼き払ってしまったが、南側の町会事務所をはじめ、いずれの家屋も、下見も柱も黒こげになり、燃え上がる寸前に、消防車が駆けつけて来て、ようやく消しとめた。この時、ここで消しとめることが出来なかったら、先に述べた富士銀行横の間引き家屋が、一列に二十軒以上も空家のまま残っており、根津神社の裏門通りまで焼けてしまったと思う。

この時、秋虎さんのお庭の池と町会の防火用貯水のお陰で、町会事務所側の町内の三分の一の家屋が残ったため、家を焼かれた大勢の者が、私も、その晩から畳の上で寝ることが出来た。それでも東西の八十名近くの者が、汐見小学校の講堂で、ゴザと毛布にくるまって身の振り方を相談していた。

そこで、ちょっと脇道に入るが、私は親の代から生まれ育った家が燃え上がり、崩れ落ちる時には、なんとも言われない、非常な愛着に胸を引き締められ、我を忘れて呆然としたが、この時ハッと我に返り、家は焼けても、俺には町への責任があるのだと気を取り直し、焼け残った、足の踏み場もない町会の事

務所に戻り、被害者への食糧、毛布配給、その他の手続きを区役所に連絡したり、婦人部の炊き出しのお手伝いも一応終わった。

一同でひと息入れているところへ、第一部の部長荒井不二雄君が来られて、私にぜひ見せたい物があるから一緒に来いと連れ出され、行って見て驚いた。

荒井君の玄関先に、私がどんな非常時にもこれだけはと、いつも店先に置いていた自転車つきのリヤカーに、両親の位牌と、四、五人の二、三日分の食糧や衣類、医薬品などを毛布五枚で包み、雨除けのシートを掛け紐で結んであった。この自転車に自然と涙が出た。ところが、その時に奥から、私の家内と次女と四女の三人が出て来たのには驚くと同時に、これが正夢かと、初めて我に返り、目頭が熱くなり、言葉も出ず、荒井君の両手を固く固く握りしめた。あの時の感激、嬉しさ、ありがたさは、一生忘れることが出来ない。忘れてはならない。

四女は、塩原で尋常科を卒業してから、府立第一高女（現在の白鷗）に入学が出来、信州白馬の軍需工場に行くため、昨晚塩原から戻り、明朝早く上野駅から出発することになっていたのだ。これが戦争とはいえ、一生の別れになるかも知れないのを、生まれ育った家が焼かれ、他人様のお二階から、玄米のお握りだけで送りだした、あの時の父親の気持ちはお察し願いたい。さいわいに、学校の道具は大事に持っていたので、不便はなく、空襲で家が焼かれた同情で、皆さんに大変お世話になった。

私はこれを御縁にその夜から、三カ月以上お世話になった。家内は二日後に世田谷の長女と共に埼玉県の実家に、三女は忍岡高女から長野県丸子の軍需工場に、次女は私と共に残り、神奈川県大倉山の電信隊に女子挺身隊員として、この二階から毎日、空襲下を通っていた。私は神社の境内を眺めながら、このベランダ付きのこのお二階を町会の事務所代わりに使用させていただき、会長、会長と立てられていた。そして、避難できる家財を無理に出さなかったことが町内の話題になり、焼け残った東西の質屋さんをはじめ、町の大勢の皆さんから、衣類、食器、食糧品などを持ち込まれ、荒井君が置くところがないと言葉強くお断りしていた。

私はなぜ、皆さんがこのように親切にしてくださるのかと、嬉し涙とともに皆さんのありがたい御厚情にお報いしなくてはならないと固く心に誓った。

以上のこともあり、警察その他の推薦で、方面委員に推された。私は無理を承知で、町のため、皆さんのため、この身が出来ることならばと、東と西はもちろん、上町会と林町の一部までの広範囲に、罹災者や外地からの引き揚げ者その他の方々へ、慰問

品の配給などに駆けずり回っていた。

一方、町の焼失で必要のなくなった、銀行協の空き家を、都や軍部に申請して、金田会長をはじめ焼け出された天尾、秋永、鈴木、私の五名で借りることになった。私は今の福ずしの家に、荒井君の二階から移り、電車通りを越えた疎開跡の空き地に、二間に三間の大きな防空壕を造り、食糧その他を蓄蔵して、ここが最後の死に場所と頑張っていたが、八月十五日の終戦を涙と共に迎え、焼け跡に二十三年に現在の店が出来るまで耐えた。

最後に、以上のようにお世話になった荒井不二雄氏が、三十六年二月、若くしてお亡くなりになったことは残念でならない。今でも、お世話になった当時のことをあれこれと思い浮かべて、懐かしいお二階を見上げて、御冥福をお祈りする次第だ。

なお、荒井さんのお家は、明治初期からこの場所に住んでおられ、この一角の土地や家屋を持つ、由緒ある家柄であり、奥さんはお茶やお作法の先生をしておられ、歴代の町会長もこの荒井君には一目置いていた。なお、前記の警防団の団長秋永正義君と、東町会の会長代理を務めていた唐澤龍治君が、千駄木の三羽鴉の異名まであったが、私が荒井君のお二階に行ってから、三羽の鴉が四羽になったと言われたものである。



▲ 焼け出されて100日間お世話になった荒井 不二雄さんのお住まい



千駄木二丁目商店街振興組合
初代理事長 故・野口 福治氏
著書「ふるさと千駄木」より抜粋している為、
少し古い内容の箇所があります。

法人会の活動

平成28年新年賀詞交歓会・新春講演会を本郷間税会と共催で開催 新春講演会「健康と長生き」を聴く

平成28年新年賀詞交歓会・新春講演会が1月22日(金)、午後4時30分より文化シヤッターBXホールに於いて、第4回理事会に引き続き開催された。会は吉田博総務副委員長の司会で始まり、順天堂大学医学部特任教授奥村 康氏が「健康と長生き」をテーマに「ガンと免疫」の話やまた、成長に関する作用と代謝をコントロールする作用がある成長ホルモンは乳製品で摂取できるなどの話をされた。

(新春講演会は一般の方でも参加自由です。法人会ではどなたでも参加できる講演会やセミナーなど多数開催しておりますので是非参加してみてください。)



▲講師の順天堂大学医学部 奥村 康特任教授



▲あいさつをする加藤法人会長(左) 本郷間税会 小能会長(右)▲



租税教室を本郷小学校・昭和小学校・根津小学校で実施 — 青年部会活動報告 —

青年部会(埴部会長)が租税教育活動の一環として、本郷税務署管内の公立小学校に於いて6年生児童を対象に租税教室を実施した。授業は「マリンとヤマトの不思議な日曜日」のDVD上映や税金の必要性を学んでもらい、身近な税金である消費税を題材に税金の流れについて説明した。今後わかりやすく、楽しんで税金について学べるよう工夫していく為、事前に講師育成講座を開き教材や内容を検討する予定。



▲根津小学校(吉田副部会長(左)と飯村幹事)



▲昭和小学校(山元幹事(左)と土屋幹事)



▲本郷小学校(山元幹事(右)と平山事務官)

「フラワーアレンジメント教室」を開催

女性部会(山中部会長)が12月16日(水)、午後6時より湯島天満宮「梅香殿」に於いて「フラワーアレンジメント教室」を開催した。毎年、12月に開催している教室ですが、毎回参加していても飽きることがないように、毎年趣向を凝らした花器やアクセサリをご用意しています。参加者29名の皆様の中には、何度も参加されている方も多く、おしゃべりに花を咲かせながら、楽しい時間を過ごしました。



▲自分の出来栄に一喜一憂する参加者たち

第2支部が税法研修会・新年懇話会を開く

税金「歴史クイズ」全問正解者3名様に抽選でJリーググッズをプレゼント!

第2支部(吉田支部長)が今年19回目を迎える新年懇話会を1月14日(木)、午後6時よりホテル機山館で開催した。新年懇話会は吉田支部長の司会で始まり、加藤会長と黒田法1統括官の挨拶に続き、高梨上席調査官から税務研修会として「食料品と税の歴史クイズ」が出題された後、解説がされた。



▲司会を務める吉田支部長



▲講師の高梨上席調査官

※下記の税金「歴史クイズ」に応募してJリーググッズがもらえる(正解者抽選で3名様)

解答は事務局日より「11ページ解答用紙」にご記入の上、ページごとFAX(3815-2401)で事務局までお送りください。(※切:5月10日)

また、解答は次号5月号で発表します。(当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。)

税金クイズ「食料品と税の歴史」

Q1 大正15年に創設された「清涼飲料税」が課税されていた飲み物は?

- ①サイダー ②オレンジジュース ③カルピス

Q2 明治時代から戦前にかけて、一度も課税されたことがない調味料は?

- ①塩 ②醤油 ③味噌

Q3 江戸時代の作物への課税、次のうち課税方式が違う作物は?

- ①れんこん ②人参 ③ナス



「初春の集い」を湯島天満宮で開く

女性部会(山中部会長)の「初春の集い」が2月9日(火)、午前11時より湯島天満宮「参集殿」に於いて開催された。まず、参加者は本殿でご祈祷を受けた後、記念撮影が行われた。会は川浦副部会長が司会を務め松沼相談役の開会のことばに続き、山中部会長が「昨年より税に関する絵はがきコンクールの表彰式が納税表彰式で披露されるようになりました。」とあいさつ、続いて加藤会長・石川署長があいさつをした。その後、初春「税金クイズ」や初春落語として桂やまと師匠による「お噺」を伺った。



▲あいさつをする山中部会長



▲参集殿前で記念撮影をする参加者

税務署だよりの tax office message

消費税の納付は期限内に！

消費税は、消費者の皆さん一人ひとりが負担している税金です。



計画的に納税資金を積立てましょう！

また、納税には「ダイレクト納付」をご利用いただきますと大変便利です。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください



ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告又は納付情報依頼をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続きで利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能！



4月から固定資産税に係る土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成28年4月1日(金)から6月30日(木)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成28年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

自動車税をペイジーやクレジットカードで納付する方へ 車検用納税証明書(はがきサイズ)の郵送を終了します。

今まで、ペイジーやクレジットカードを利用して自動車税を納付された方に、後日 はがきサイズの車検用納税証明書を郵送していましたが、運輸支局・自動車検査登録事務所において自動車税の納税確認が電子的にできるようになったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになりました。

そのため、はがきサイズの車検用納税証明書の郵送は平成28年3月末をもって終了させていただきます。

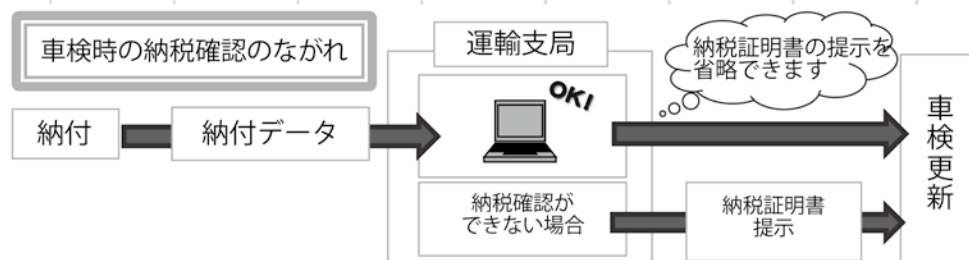


車検用の納税証明書が必要な方は、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納税通知書等右端の納税証明書をご利用ください。

車検時の納税確認について

平成27年4月より、車検を受ける運輸支局等にて納税確認ができるようになりました。

そのため、車検時に納税証明書の提示を省略できます。



《ご注意》

運輸支局等で納税確認できるまで、納付後最大10日程度かかります。

この期間内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。

車検が近い等、お急ぎの場合は金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納税通知書等右端の納税証明書をご提示ください。

平成28年度税制改正要望 新旧対比

1. 国税・地方税 (1) 法人税

(紙面の都合上「抜粋」)

平成27年度改正要望	平成28年度改正要望
<p>①法人税率の引き下げ</p> <p>平成23年度の税制改正において実効税率が引き下げられ、また、平成26年度の税制改正において復興特別法人税が1年前倒しで廃止されたが、企業活動の国際化が進む中で、アジア、欧州諸国では大幅な引き下げが行われている。</p> <p>そのため、日本の法人の税負担は緒外国に比較して依然として重く、国際競争力の強化、国内産業の活性化や空洞化防止の観点から実効税率を20%台とするよう求める。</p>	<p>①法人税率の引き下げ【継続要望・一部修正】</p> <p>平成27年度の税制改正を初年度として2年で法人実効税率を3.29%引き下げることと決定、以後数年で、20%台まで引き下げることを目指すこととなった。しかし、周辺アジア諸国は既に20%台であり、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から早期に諸外国並みの20%台を実現するよう求める。</p>
<p>②課税ベースの拡大について</p> <p>法人減税に向けた法人税改革の議論の中で、代替財源確保のため課税ベースの拡大が検討されているが、円安によるエネルギーコストや原材料費の高騰など、地域経済と雇用を支える中小企業の経営環境は依然厳しく、中小企業への課税強化は避けるべきである。</p> <p>なかでも法人事業税の外形標準課税の拡大については、税負担の公平性や応益性の強化という観点から、所得割の削減も同時に検討することを求める。</p> <p>また、中小企業が自己資本を充実し安定した経営を継続するために、留保金課税の中小企業への拡大はすべきではない。</p>	<p>②課税ベースの拡大について【継続要望・一部修正】</p> <p>平成27年度税制改正では、中小企業への影響を配慮し大法人を中心に法人税改革を行なうこととなり、中小法人課税については今後の検討課題となった。</p> <p>円安による原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税強化には反対である。</p>
<p>③中小企業軽減税率の引き下げ等</p> <p>中小企業は我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている。</p> <p>平成23年度の税制改正において行われた中小企業軽減税率の引き下げの適用期限が平成27年3月31日で到来する。中小企業軽減税率については、本則化するとともに、中小企業の厳しい経営環境などを踏まえ、一層の引き下げを求める。</p> <p>また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。</p>	<p>③中小企業軽減税率の引き下げ等【継続要望・一部修正】</p> <p>平成27年度の税制改正において、中小企業軽減税率の適用期限が平成28年度末まで2年延長された。</p> <p>我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。</p> <p>また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。</p>

行動する法人会

—平成28年度税制改正に関する提言—

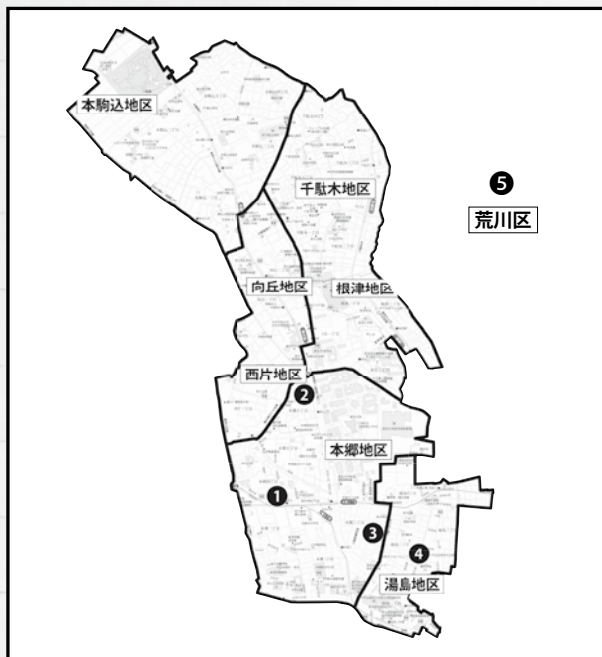
全法連では、平成28年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

左から 財務副大臣 岡田直樹氏、柳田税制委員長、横山専務理事



事務局だより

新会員のご紹介



- ① (有)ヨシムラ
本郷 4-9-7-102 3813-3811
看板製作
- ② (株)タカゾノホールディングス
本郷 6-12-11 3578-5701
医療・薬科機器製造販売
- ③ (株)くろしお出版
本郷 3-21-10 浅沼第2ビル 6F 5684-3389
出版
- ④ GUUCY合同会社
湯島 1-12-6 高関ビル 6F A室 5817-4201
Web 制作
- ⑤ 山本克己税理士事務所
荒川区東日暮里 5-35-4 5604-5545
税理士

我社の一言 PR

キリトリ

- ☎ 会社名：昭和通信株式会社
- ☎ 代表者：中村 昌司
- ☎ 所在地：東京都文京区本郷 3-22-9
真鍋ビル 304 号
- ☎ T E L : 03-3814-4841
- ☎ F A X : 03-5684-9688

弊社は、この地に昭和52年に開業しました。主な事業は構内電話交換設備の設計・施工・保守、LAN配線、光ケーブル工事等です。構内電話交換機（PBX・ボタン電話装置）は、NEC製品を扱っています。機器の更新、配線等のご用命はご近所の弊社にお声かけください。

税金クイズ「食料品と税の歴史」の解答用紙（7ページ出題）

- Q1 大正15年に創設された「清涼飲料税」が課税されていた飲み物は？
番号お書きください。()
- Q2 明治時代から戦前にかけて、一度も課税されたことがない調味料は？
番号お書きください。()
- Q3 江戸時代の作物への課税、次のうち課税方式が違う作物は？
番号お書きください。()

お名前: _____ 会社名: _____

ご住所: _____ TEL: _____

このページごと FAX 3815-2401 までお送りください。(〆切:5月10日)

3月号 編集後記

毎年納税表彰式の際に中学生の税についての作文入賞者の表彰が行なわれますが、最近の傾向として消費税に関するものが増えてきています。誰もが納税者になり身近なことから良く調べているようで、その内容には感心させられることが多々あります。当会においても青年部会の小学校での租税教室や女性部会の税をテーマにした「絵はがきコンクール」など、税の啓発や租税教育を活動の一つとしております。今年創立65周年・女性部会創立45周年を迎える法人会に一層の御理解と御協力をお願い致します。(森田 記)

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

総合型V⁺Mタイプ

(大同生命の定期保険+
AIUのベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当
総合医療保険)



東京支社/東京都中央区日本橋本町2-7-1 (NOF日本橋本町ビル)
TEL 03-3667-8121



東京第二支店/東京都新宿区西新宿2-4-1 (新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-9110

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-27-1004(平成27年8月28日)

